

横須賀市報

第1884号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

- 告 示**
- ◇指定地域密着型サービス事業者の指定について…………… 15289
 - ◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
 - ◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
 - ◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について…………… 15290
 - ◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
 - ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について…………… ”
 - ◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
 - ◇身体障害者福祉法に基づく医師の指定について…………… 15291
 - ◇指定自立支援医療機関の指定について…………… ”
 - ◇生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止について…………… ”
 - ◇収納事務の委託について中一部改正…………… 15292
 - ◇収納事務の委託について…………… ”
 - ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について…………… ”
 - ◇除却広告物等の保管について…………… ”
 - ◇放置自転車等の移動について…………… ”
 - ◇道路区域変更及び供用開始について…………… 15293
- 公 告**
- ◇介護保険料納入通知書の公示送達…………… 15294
 - ◇介護保険料の督促状の公示送達…………… ”
 - ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達…………… ”
 - ◇国民健康保険料の督促状の公示送達…………… ”
 - ◇後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達…………… ”
 - ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達…………… ”

- ◇開発行為の工事完了について…………… ”
 - ◇住民票の職権消除について…………… ”
 - ◇若松町1丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更に関する図書の縦覧について…………… 15295
 - ◇行旅死亡人について…………… ”
 - ◇自動車臨時運行許可番号標の無効について…………… ”
 - ◇都市公園の供用開始について…………… ”
 - ◇都市公園の区域及び面積の変更について…………… ”
 - ◇農用地利用集積計画について…………… 15296
 - ◇農用地利用集積計画について…………… 15297
- 上下水道局告示**
- ◇指定下水道工事店の指定辞退について…………… ”
 - ◇指定下水道工事店の代表者の変更について…………… ”
- 教育委員会告示**
- ◇教育委員会定例会の招集について…………… ”
- 選挙管理委員会告示**
- ◇選挙管理委員会の委員長等の就任について…………… ”
 - ◇選挙権を有する方の50分の1、3分の1及び6分の1の数について…………… ”

正 誤

告 示

横須賀市告示第44号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。
 令和6年3月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和6年3月1日	デイサービス Steady 津久井浜	横須賀市津久井1丁目14番3号	地域密着型通所介護	岐阜県中津川市中津川2547番地の459 株式会社 Steady 代表取締役 可 知 久美子

横須賀市告示第45号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。
 令和6年3月25日
 横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和6年1月31日	しんわ訪問入浴介護	横須賀市佐原4丁目8番23号	訪問入浴介護	横須賀市走水二丁目5番6号 株式会社しんわ 代表取締役 森 かおり
令和6年2月29日	アースサポート横須賀	横須賀市根岸町1丁目7番11号	訪問介護	東京都渋谷区本町一丁目4番14号 アースサポート株式会社 代表取締役 森 山 典 明

横須賀市告示第46号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。
 令和6年3月25日
 横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
-------	--------	---------	---------	---------------------------

令和6年 2月29日	さくらの家一番館	横須賀市小矢部4丁目17番4号	認知症対応型共同生活介護	横須賀市小矢部四丁目19番4号 社会福祉法人心の会 理事長 若山 三千彦
---------------	----------	-----------------	--------------	--

横須賀市告示第47号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和6年3月25日

横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和6年 2月29日	健康と介護の専門店 リップル	横須賀市田浦港町1283番地2	居宅介護支援	横須賀市平成町二丁目7番地 株式会社ケーブ 代表取締役 花房 圭太郎
同	和	横須賀市桜が丘2丁目20番16-1644号	居宅介護支援	横須賀市桜が丘二丁目20番16-1644号 株式会社結 代表取締役 徳田 美佳

横須賀市告示第48号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型介護予防サ

スの事業を廃止する旨の届出がありました。
令和6年3月25日

横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和6年 2月29日	さくらの家一番館	横須賀市小矢部4丁目17番4号	介護予防認知症対応型共同生活介護	横須賀市小矢部四丁目19番4号 社会福祉法人心の会 理事長 若山 三千彦

横須賀市告示第49号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。
令和6年3月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和6年 3月1日	Aqua 衣笠	横須賀市小矢部2丁目25番12号小矢部第2菱田ビル1階	同行援護	横浜市港北区新横浜二丁目6番地13 新横浜ステーションビル7階 アンダンテミライ株式会社 代表取締役 島山 大志郎
同	あゆみの家よこすか	横須賀市大矢部5丁目7番1号	共同生活援助	三浦市南下浦町上宮田898番地5 有限会社Oneup 代表取締役 飯島 徳貴

横須賀市告示第50号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次に

掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和6年3月25日

横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和6年 1月1日	訪問介護りぼん	横須賀市長井5丁目14番2号	居宅介護	横須賀市長井三丁目28番5号 株式会社結 代表取締役 山腰 瑞
令和6年 2月29日	アースサポート横須賀	横須賀市根岸町1丁目7番11号	居宅介護	東京都渋谷区本町一丁目4番14号 アースサポート株式会社 代表取締役 森山 典明
同	アースサポート横須賀	横須賀市根岸町1丁目7番11号	重度訪問介護	東京都渋谷区本町一丁目4番14号 アースサポート株式会社 代表取締役 森山 典明

横須賀市告示第51号
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に

規定する医師として次のとおり指定しました。
令和6年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年 月 日	氏 名	診 療 科 目	診 断 する 障 害 の 区 分	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	所 在 地
令和6年 3月1日	弓 田 悠 介	内科	心臓機能障害	自衛隊横須賀病院	横須賀市田浦港町1766番地1
同	中 村 圭 佑	脳神経内科	音声言語・そしゃく 機能障害、肢体不自 由	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1丁目16番地

横須賀市告示第52号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次に

掲げる医療機関を指定自立支援医療機関として指定しました。
令和6年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	区 分	自 立 支 援 医 療 の 種 類
令和6年3月1日	リブラ薬局 衣笠店	横須賀市衣笠栄町2丁目1番2号	薬局	育成医療及び更生医療
同	ファミリーナース衣笠	横須賀市池上5丁目3番2号小泉ビル202	訪問看護	育成医療及び更生医療
同	アモン薬局 久里浜店	横須賀市久里浜1丁目5番1号鈴栄ビル1F A号室	薬局	育成医療及び更生医療

横須賀市告示第53号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立

の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる介護機関から指定介護機関の事業を廃止した旨の届出がありました。
令和6年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	名 称	所 在 地	廃 止 する 介 護 の 種 類
令和4年12月15日	金丸皮膚科	横須賀市若松町2丁目7番地	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
令和5年1月31日	コトブキ調剤薬局 横須賀店	横須賀市船越町1丁目12番地	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
令和5年3月31日	ニチケアセンター横須賀中央	横須賀市若松町3丁目5番地レジーナタワー101	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護
同	エイトケア	横須賀市内川1丁目7番23号	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
同	西第一地域包括支援センター	横須賀市太田和2丁目3番21号	介護予防支援
令和5年6月30日	さくらの里	横須賀市小矢部4丁目19番4号	訪問介護
令和5年7月31日	矢鳥ケアプランセンター	横須賀市ハイランド5丁目14番9号	居宅介護支援
令和5年8月22日	武 整形外科	横須賀市武3丁目5番36号	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
令和5年8月26日	介護用品専門店かすみ草	横須賀市野比5丁目6番12号	特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
令和5年8月31日	デイサービスあんず	横須賀市船越町1丁目18番地8	介護予防認知症対応型通所介護
令和5年9月30日	横須賀市立北下浦老人デイサービスセンター	横須賀市長沢2丁目6番40号	通所介護
同	スマイルヘルパーステーション横須賀	横須賀市長坂3丁目9番7号	訪問介護
令和5年10月31日	特定非営利活動法人 コアラ横須賀	横須賀市湘南鷹取1丁目2番10号	訪問介護

同	しんわ福祉サービス訪問看護ステーション	横須賀市安浦町3丁目24番地	訪問看護 介護予防訪問看護
同	NPO法人ケアリリーフよこすか	横須賀市森崎2丁目14番17号	訪問介護
同	ケアステーションかもめ	横須賀市長沢1丁目34番3号	訪問介護
令和5年12月14日	生き生きケアマネジメント	横須賀市追浜南町2丁目17番地	居宅介護支援
令和5年12月30日	デイサービス リビングルーム	横須賀市浜見台1丁目5番6号	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
令和5年12月31日	パシフィックホスピタルデイケアセンター	横須賀市野比5丁目7番2号	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション

横須賀市告示第54号

令和5年横須賀市告示第68号(収納事務の委託について)の一部を次のように改正します。
令和6年3月25日

横須賀市長 上地 克明

第2項中「令和6年3月31日」の次に「(病児・病後児保育センター条例第12条第2項に定める使用料に係る収納事務(ル・アンジェ共同事業体に委託する部分に限る。)) において、同日(14日)」を加える。

横須賀市告示第55号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。
令和6年3月25日

横須賀市長 上地 克明

1 受託者の住所・氏名等

住所	氏名	収納事務
東京都渋谷区南平台町1番10号	ル・アンジェ株式会社 代表取締役 濱田 浩三	病児・病後児保育センター条例第12条第2項に定める使用料

2 委託の期間

令和6年3月15日から同月31日まで

横須賀市告示第56号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和6年3月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	名称	所在地
令和6年3月1日	スマイルの薬局汐入店	横須賀市汐入町2丁目3番地

横須賀市告示第57号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和6年3月25日

横須賀市長 上地 克明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置された場所	除却年月日	保管期間
はり札等	2	安浦町2丁目及び三春町3丁目地内	令和6年2月1日から同月29日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	2	佐原5丁目地内		

2 保管場所

横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第58号

自転車等の放置防止に関する条例(平成3年横須賀市条例第29号)第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和6年3月25日

横須賀市長 上地 克明

1 移動年月日等

移動年月日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保管場所
	自転車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和6年2月1日から同月29日まで	台 37	台 2	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町3丁目48番地
同	3	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	4	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	38	4	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同

同	0	2	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	8	3	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	2	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	京急大津駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	2	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	7	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	20	2	追浜東町2丁目、長浦町4丁目、坂本町1丁目、本町1丁目・2丁目、大滝町1丁目、安浦町1丁目、三春町2丁目、浦賀6丁目、浦上台2丁目、久里浜6丁目・7丁目地内の道路	同
同	1	0	追浜駅第1自転車等駐車場	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町3丁目48番地
同	0	1	北久里浜駅第3自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	京急大津駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	Y R P野比駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 5,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

とを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課

~~~~~

**横須賀市告示第59号**  
道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和6年3月25日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和6年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 旧新別 | 区 間                                 | 敷地の幅員            | 延 長          |
|-------|-----|-------------------------------------|------------------|--------------|
| 519   | 旧   | 坂本町4丁目22番の2地先から<br>坂本町2丁目42番の6地先まで  | メートル<br>2.8～ 2.9 | メートル<br>20.9 |
|       | 新   | 坂本町4丁目22番の2地先から<br>坂本町2丁目42番の6地先まで  | 2.8～ 5.7         | 20.9         |
| 1,280 | 旧   | 平作5丁目1626番の1地先から<br>阿部倉1364番の3地先まで  | 2.7              | 9.1          |
|       | 新   | 平作5丁目1221番の20地先から<br>阿部倉1364番の3地先まで | 10.1             | 6.8          |
| 4,182 | 旧   | 芦名2丁目2531番の1地先から<br>芦名2丁目576番の1地先まで | 2.8～ 3.1         | 25.0         |
|       | 新   | 芦名2丁目2531番の1地先から<br>芦名2丁目576番の1地先まで | 2.8～ 3.6         | 25.0         |

# 公 告

## 横須賀市公告第44号 (令和6年3月12日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年3月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目        | 備 考                          |
|-------|------------|------------------------------|
| 令和5年度 | 介護保険料納入通知書 | 1月分及び2月分の納期限は、令和6年4月1日に変更する。 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第45号 (令和6年3月12日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年3月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別       | 月 別    | 発付年月日     |
|-------|-----------|--------|-----------|
| 令和5年度 | 介 護 保 険 料 | 11 月 分 | 令和6年1月31日 |
|       |           | 12 月 分 | 令和6年1月31日 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第46号 (令和6年3月12日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年3月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目              | 備 考                                 |
|-------|------------------|-------------------------------------|
| 令和4年度 | 国民健康保険料<br>変更通知書 | 減額分                                 |
| 令和5年度 |                  | 減額分<br>2月分及び3月分の納期限は、令和6年4月1日に変更する。 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第47号 (令和6年3月12日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年3月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別     | 月 別    | 発付年月日      |
|-------|---------|--------|------------|
| 令和5年度 | 国民健康保険料 | 11 月 分 | 令和5年12月28日 |
|       |         | 12 月 分 | 令和6年1月31日  |

(別紙略)

## 横須賀市公告第48号 (令和6年3月12日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年3月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別                     | 備 考 |
|-------|-------------------------|-----|
| 令和5年度 | 後期高齢者医療<br>保険料納入通知<br>書 | 減額分 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第49号 (令和6年3月12日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年3月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別            | 月 別    | 発付年月日     |
|-------|----------------|--------|-----------|
| 令和5年度 | 後期高齢者医療<br>保険料 | 12 月 分 | 令和6年1月31日 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第50号 (令和6年3月12日) 掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和6年3月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号 | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号 | 開 発 区 域 に 含 ま れ る<br>地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の<br>住 所 及 び 氏 名             |
|--------------------------|-------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------|
| 令和5年8月1日<br>令5開第3号       | 令和6年2月28日<br>令5第11号     | 横須賀市平作6丁目1880番2ほか<br>13筆       | 東京都目黒区緑が丘二丁目24番17号<br>株式会社アイリス<br>代表取締役 小林 勇 二 |

## 横須賀市公告第51号 (令和6年3月19日) 掲 示 済

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項後段の規

定により公告します。  
令和6年3月19日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第52号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、神奈川県知事から若松町1丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更に関する図書の送付を受けたので、次のとおり縦覧に供します。

令和6年3月25日

横須賀市長 上地 克明

- 1 縦覧場所  
横須賀市経営企画部まちづくり政策課
- 2 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで

横須賀市公告第53号 (令和6年3月25日 掲示済)

次のとおり行旅死亡人があったので、心当たりの方は申し出てください。

令和6年3月25日

横須賀市長 上地 克明

記の1

- 1 本籍・住所・氏名 不詳
- 2 性別・年齢 男性、30歳代から50歳代
- 3 特徴 身長167センチメートル位、体格普通
- 4 着衣 黒色Tシャツ、紺色長ズボン、黒色下着、灰色靴下
- 5 発見の日時 令和5年3月27日午前11時44分頃
- 6 発見の場所 三浦市南下浦町44番地劔埼灯台から真方位84度2,977メートル付近海上
- 7 死亡の日時 令和5年2月頃(推定)
- 8 死亡の場所 三浦市南下浦町44番地劔埼灯台から真方位84度2,977メートル付近海上(推定)
- 9 死亡の原因 不詳
- 10 遺留金品 なし

記の2

- 1 本籍・住所・氏名 不詳
- 2 性別・年齢 男性、30歳代から50歳代
- 3 特徴 身長163センチメートル位、体格普通
- 4 着衣 灰色靴下(右足のみ)
- 5 発見の日時 令和5年5月1日午前11時19分頃
- 6 発見の場所 横須賀市鴨居4丁目1185番地2観音埼灯台から真方位288度2,508メートル付近海岸
- 7 死亡の日時 令和5年1月頃(推定)
- 8 死亡の場所 不詳
- 9 死亡の原因 溺水吸引の疑い
- 10 遺留金品 なし

記の3

- 1 本籍・住所・氏名 不詳

- 2 性別・年齢 男性、20歳代から40歳代
- 3 特徴 身長179センチメートル位
- 4 着衣 なし
- 5 発見の日時 令和5年5月10日午前7時25分頃
- 6 発見の場所 横須賀市夏島町20番4地先横須賀港東北防波堤東灯台から真方位176度2,839メートル付近海上(在日米海軍横須賀基地東側護岸付近)
- 7 死亡の日時 令和5年1月から3月頃(推定)
- 8 死亡の場所 不詳
- 9 死亡の原因 不詳
- 10 遺留金品 なし

記の4

- 1 本籍・住所・氏名 不詳
- 2 性別・年齢 男性、60歳以上
- 3 特徴 身長163センチメートル、痩せ型
- 4 着衣 黒色長袖Tシャツ、青色ジーンズ、黒色ベルト、黒色パンツ、黒色靴下、白色スニーカー
- 5 発見の日時 令和5年8月10日午前9時頃
- 6 発見の場所 横須賀市坂本町1丁目1番地先歩道上
- 7 死亡の日時 令和5年8月10日午前10時21分
- 8 死亡の場所 横須賀市上町2丁目36番地横須賀市立うわまち病院
- 9 死亡の原因 心筋梗塞
- 10 遺留金品 現金35円、リュックサック

記の5

- 1 本籍・住所・氏名 不詳
- 2 性別・年齢 男性、年齢不詳
- 3 特徴 頭蓋骨のみのため人相等不詳
- 4 着衣 なし
- 5 発見の日時 令和5年4月13日午前10時50分頃
- 6 発見の場所 横須賀市阿部倉無香地山林内
- 7 死亡の日時 平成25年から令和元年頃(推定)
- 8 死亡の場所 不詳
- 9 死亡の原因 不詳
- 10 遺留金品 なし

横須賀市公告第54号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和6年3月25日

横須賀市長 上地 克明

記号 番号  
横浜 横須賀 ・1-63

横須賀市公告第55号 (令和6年3月25日 掲示済)

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第2条の規定により、次のとおり都市公園を設置し、令和6年3月25日からその供用を開始します。

令和6年3月25日

横須賀市長 上地 克明

| 名称        | 位置(代表地番)       | 区域     | 面積              |
|-----------|----------------|--------|-----------------|
| 浦賀奉行所跡地公園 | 横須賀市西浦賀5丁目36番3 | 別図のとおり | 平方メートル<br>6,705 |

(別図略)

横須賀市公告第56号 (令和6年3月25日 掲示済)  
都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第2条の規定

により、次の都市公園の区域及び面積を変更し、令和6年3月25日からその供用を開始します。

令和6年3月25日

横須賀市長 上地 克明

| 名称 | 位置(代表地番) | 区域 | 面積  |     |
|----|----------|----|-----|-----|
|    |          |    | 変更前 | 変更後 |
|    |          |    |     |     |

|           |                  |        |                   |                   |
|-----------|------------------|--------|-------------------|-------------------|
| 衣笠山公園     | 横須賀市小矢部4丁目922番   | 別図のとおり | 平方メートル<br>247,017 | 平方メートル<br>253,755 |
| 小矢部4丁目都市林 | 横須賀市小矢部4丁目1203番2 | 別図のとおり | 20,703            | 31,037            |
| 津久井5丁目都市林 | 横須賀市津久井5丁目3533番  | 別図のとおり | 29,040            | 39,450            |
| 須軽谷都市林    | 横須賀市須軽谷1274番1    | 別図のとおり | 24,236            | 24,711            |

(別図略)

横須賀市公告第57号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和6年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目3108番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市衣笠栄町1丁目54番地  
岸 智
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目11番9号  
嘉 山 悦 子

記の2

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井6丁目3356番及び3361番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市衣笠栄町1丁目54番地  
岸 智
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井5丁目20番10号  
岸 了 人

記の3

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林4丁目1102番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市衣笠栄町1丁目54番地  
岸 智
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林5丁目530番地  
岸 善 夫

記の4

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井2丁目2023番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目2番7号  
富 沢 勝 美
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
逗子市沼間2丁目2番40号グリーンハウス201号  
松 尾 美 枝 子  
大阪府大阪市此花区春日出南3丁目3番41-507号  
北 畑 登 志 子

記の5

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井2丁目2023番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目11番1号  
久 保 木 大 輔
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
逗子市沼間2丁目2番40号グリーンハウス201号

松 尾 美 枝 子

大阪府大阪市此花区春日出南3丁目3番41-507号  
北 畑 登 志 子

記の6

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井3丁目3171番2
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目11番1号  
久 保 木 大 輔
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市佐原4丁目3番7号  
遠 藤 陽 子

記の7

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井4丁目3725番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目4番11号  
嘉 山 敬 夫
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目8番11号  
山 崎 充 代

記の8

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林5丁目1235番、1243番、1801番1及び1801番2
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林2丁目14番8号  
田 中 博 明
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林5丁目1番2号  
角 田 武 範

記の9

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長坂4丁目875番1並びに芦名1丁目292番、463番1、467番、468番及び469番
- 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名  
横須賀市秋谷2丁目1110番地  
株式会社平凡野菜  
代表取締役 藤 原 信 良
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長坂3丁目4番20号  
三 橋 正 喜

記の10

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市秋谷字峯山5075番及び5076番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
三浦郡葉山町堀内1148番地  
岩 田 勇 人
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市秋谷5188番地  
新 倉 好 子

記の11

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市秋谷字浜田5370番1、5370番ロ、字御代定5473番1及び5500番



- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
三浦郡葉山町堀内1148番地  
岩田 勇人
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市秋谷5472番地  
新倉 昌子

## 横須賀市公告第58号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「改正法」という。）附則第5条第1項及び改正法附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第2条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条の2第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、改正法附則第5条第1項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和6年3月25日

横須賀市長 上地 克明  
記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井4丁目1528番、1529番、1530番、1531番1、2591番1及び5丁目2372番

- 2 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井4丁目11番1号  
長谷川 孝志
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井3丁目18番25号  
長谷川 良一
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町2番地  
公益社団法人神奈川県農業公社  
会長 持田 文男

## 上下水道局告示

## 横須賀市上下水道局告示第7号

指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第7条の規定に基づき、次のとおり指定下水道工事店の指定を辞退する旨届出がありました。

令和6年3月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長島 洋

| 登録番号 | 工事店名     | 代表者名  | 所在地            | 届出年月日    |
|------|----------|-------|----------------|----------|
| 須247 | 関東設備有限会社 | 槽谷 次郎 | 平塚市田村四丁目19番20号 | 令和6年3月1日 |

## 横須賀市上下水道局告示第8号

令和3年横須賀市上下水道局告示第36号により指定した指定下水道工事店功正は、次のとおり代表者を変更しました。

令和6年3月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長島 洋

| 登録番号 | 工事店名 | 代表者名 |       | 所在地              |
|------|------|------|-------|------------------|
|      |      | 新    | 旧     |                  |
| 須405 | 功正   | 原 正  | 肥 後 正 | 逗子市小坪5丁目16番23号2F |

## 教育委員会告示

## 横須賀市教育委員会告示第4号（令和6年3月4日掲示済）

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。  
令和6年3月4日

横須賀市教育委員会  
教育長 新倉 聡

- 1 日時 令和6年3月7日午前9時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 3 会議に付議すべき事項  
(1) 教育職員手当等支給規則等中改正について  
(2) 教育長に委任する事務等に関する規則中改正について  
(3) 教育委員会専決規程中改正について  
(4) 横須賀市立学校県費負担教職員服務規程中改正について

## 選挙管理委員会告示

## 横須賀市選挙管理委員会告示第1号（令和6年3月1日掲示済）

任期満了に伴い横須賀市選挙管理委員会の委員長、同職務代理者及び委員に異動があり、それぞれ新たに就任した方の氏名及び住所は、次のとおりです。  
令和6年3月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口 道夫

| 職名       | 氏名    | 住所             |
|----------|-------|----------------|
| 委員長      | 山口 道夫 | 横須賀市汐入町4丁目38番地 |
| 委員長職務代理者 | 板橋 衛  | 同 汐見台2丁目27番4号  |
| 委員       | 木村 忠昭 | 同 鴨居3丁目11番7号   |
| 委員       | 角井 基  | 同 佐野町4丁目14番地   |

## 横須賀市選挙管理委員会告示第2号（令和6年3月1日掲示済）

令和6年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）等に規定する直接請求を行う場合に必要とする選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和6年3月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口 道夫

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 1 選挙人名簿登録者数           | 329,341 人 |
| 2 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 6,587 人   |
| 3 選挙権を有する者の総数の3分の1の数  | 109,781 人 |
| 4 選挙権を有する者の総数の6分の1の数  | 54,891 人  |

正 誤

令和5年9月11日付け横須賀市報号外第16号17ページ中「278,648」は「300,000」の、「今回計 2,448,682」は「今回計 2,470,034」の、「総計 2,448,682」は「総計 2,470,034」の、同号20ページ中「3月10日」は「3月9日」の、

「  
円  
0」は「  
円  
0」は 神奈川維新の 政党  
会 支部

の、「今回計 300,000」は「今  
300,000」

回計 600,000」の、「総計  
300,000」は「総計 600,000」の、  
「雑費 0 「雑費 218,657

は  
今回計 865,512 今回計 1,084,169  
前回計 前回計  
総計 865,512 総計 1,084,169  
のいずれも誤り